



り、自分の「できなさ」「弱さ」ばかりに向き合わされたり、人や社会との関係が断ち切られたりということがあってはなりません。こうした労働の本質を見据えて、「障害があっても働けるんだ、働きたいんだ」「働くことは権利なんだ」という理念をもってつくられたのが、1970年代から1980年代にかけて、全国各地に広がっていった共同作業所でした。しかし、障害の重い仲間が多い作業所では、多くの困難にぶつかっていくこととなります。『みぬまのチカラ ねがいと困難を宝に』（全障研出版部、2014年）から、その歴史を振り返ってみましょう。

みぬま福祉会の実践から

『みぬまのチカラ』では、埼玉のみぬま福祉会で、試行錯誤しながら重い障害のある人の労働のあり方を模索してきた歴史が綴られています。作業所の開所は1984年。1979年の養護学校義務制実施から5年目の年でした。障害が重いという理由で教育の対象ではないとされ、在宅生活を余儀なくされたたくさんの子どもたち。学校教育法施行後30年以上もたつて、ようやくその子たちが当たり前前に教育を受けられるようになったのが、養護学校義務制実施です。毎日、学校に通うようになると、生活リズムが整ったり、喜怒哀楽はつきりしてきたり、高いところをひたすら走り回っていた子が、モノやひとに働きかける手ごたえを感じて、もっとしたいと要求を出すようになったり、友だちと一緒に笑いあうようになったりと、一人ひとりの子どもたちが発達する事実をつくりだしていきました。しかし学校生活には必ず終わりがきます。そして、成人期という長いライフステージが訪れます。成人期という人生でいちばん輝かしい時期を受け止めた作業所は、「どんなに障害が重くても働けるんだ」「働くことは権利なんだ」と理念を掲げて歩み始めました。しかし、開所当初、多くの親たちは「わが子はなにもできない」「うちの子に仕事なんて無理」と思っていました。この思いは、非発達のな見方ではあるのですが、その当時は、そう見ないとわが子を受け止められな



成人期のなかまたちが 教えてくれること

特別支援学校での「キャリア教育」。本来、一人ひとりが自分の轍（キャリア）をつけていくように、かけがえのない人生を歩んでいくことを応援していく意味でもあったはずが、「就労」という画一的なゴールに向けて、学齢期、幼児期に課題が押し付けられるような本末転倒が起きています。これは、発達観をも歪めるものです。さて、成人期のなかまたちはなにを伝えてくれているのでしょうか。2回にわたって考えていきます。

障害のある人の労働を模索してきた 作業所実践の歴史から

障害のあるなしにかかわらず、青年期・成人期において、労働は人間発達に不可欠の営みであり、大切な権利です。そもそも労働は、外の世界をつくりかえ、なんらかの価値をうみだす営みです。そして、その営みを通して、新しい自分をつくりだしていきます。通常は、働いた対価として給料を得て、その給料で衣食住をまかない、余暇をすごし、次の日も働くためのエネルギーを充電します。そのプロセスで、自分への誇り、生きがい、人とのつながり、社会へのまなざしを創出し、自分を成長させながら、周囲や社会をも変えていくこととなります。こうした労働の本質は、障害のある人にとっても同じです。障害があつて、「生産性」が低いから、時間がかかるから、効率が悪いからと、働く意思のある人が労働から疎外されてはならないし、逆に、無理やり働かされることによつて、自分への誇りや生きがいを失わせられた

第6回 「キャリア教育」を考える〈1〉



滋賀大学 白石恵理子

しらいし えりこ / 1960年、福井県生まれ。大津市発達相談員などを経て、現在滋賀大学教育学部教授。おもな著書に『一人ひとりが人生の主人公』『しなやかにしたたかに仲間と社会に向き合つて』『保育・教育のための発達診断』（共著）（いずれも全障研出版部）『人間発達研究の創出と展開—田中昌人・田中杉恵の仕事を通して歴史をつなぐ—』（共著）群青社など多数。